

大分市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定にもとづき、歳入の回収業務を次のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月17日

大分市長職務代理者
大分市副市長 久渡 晃



委託した歳入の種類	大分市母子父子寡婦福祉資金貸付金
業務内容	大分市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務
委託する期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
委託先の氏名及び住所 (法人の場合は名称、所在地代表者氏名)	東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル 弁護士法人一番町綜合法律事務所 代表社員弁護士 神崎 浩昭